

# 山形県困難な問題を抱える女性への 支援にかかる基本計画

困難な問題を抱える女性が  
安心して自立して暮らすことができる社会の実現

令和6年3月

山形県



## 計画の策定にあたって

女性をめぐる課題については、昭和 31 年に制定された「売春防止法」をはじめ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等に基づき、様々な問題を抱える女性からの相談や保護、自立支援に取り組まれてきました。昨今の社会経済情勢により、その態様は、不安定な就労状況や経済的困窮、孤独・孤立といった困難、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、家庭関係破綻など多様化・複合化・複雑化が進むとともに、コロナ禍により一層顕在化し、女性に多い非正規雇用にかかる環境悪化やDV・性暴力被害など女性への影響がさらに深刻になっております。

こうしたことから、政府においては、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春防止法」から脱却させ、専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要があるとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を新たに制定し、この 4 月から施行されることとなりました。

本県では、女性相談センターや女性相談員が中核となり、女性保護事業に取り組んでまいりましたが、この法律に基づき、これまでの取組みの成果や課題を検証し、「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、幅広く女性からの相談を受け止め、支援対象者と寄り添いつながり続ける支援を、関係機関や民間団体等との十分な連携・協働を図りながら実施することにより、「困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らすことができる社会の実現」に努めてまいります。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間団体の皆様が一丸となって、誰もが幸せに暮らせる山形県を実現してまいりましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県男女共同参画審議会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

山形県知事 吉 村 美栄子



# 目 次

1. 計画の基本的な考え方	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画における支援対象者	2
2. 現状と課題	
(1) 女性相談の状況	3
(2) 一時保護の状況	6
(3) 令和5年度県・市町村事業担当者アンケート	7
3. 基本目標・施策体系	
(1) 基本目標	9
(2) 主な課題	9
(3) 基本の柱	10
(4) 計画の体系	11
(5) 数値目標	13
(6) 推進体制	14
4. 施策の方向性	
基本の柱Ⅰ 女性が安心して自立して暮らせる社会づくり	
【施策の方向1】 県民意識の醸成	15
【施策の方向2】 若年層に対する性暴力等被害・加害防止の啓発及び教育の推進	17
基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実	
【施策の方向3】 早期相談のための相談窓口の周知	19
【施策の方向4】 早期発見のための関係機関の連携強化	21
【施策の方向5】 相談者の立場に立った相談体制の充実	23
基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に保護する体制の充実	
【施策の方向6】 迅速で安全な保護体制の充実	27
【施策の方向7】 本人の自己決定による一時保護体制の充実	28
基本の柱Ⅳ 女性の自立を促進する支援の充実	
【施策の方向8】 住居の確保に向けた支援	30
【施策の方向9】 就業に向けた支援	32
【施策の方向10】 生活の支援	33
【施策の方向11】 こころの回復支援	35
【施策の方向12】 同伴児童への支援	36
基本の柱Ⅴ 市町村・関係機関との連携の強化	
【施策の方向13】 市町村との連携の強化	39
【施策の方向14】 関係機関との連携の強化	40
参考資料	43



# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

女性をめぐる課題は、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、家庭関係破綻など多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しています。このような認識のもと、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要があるとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）が制定されました。

困難女性支援法は、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいはそのおそれのある女性を施策の対象としています。また、これらの女性が自らの意思が尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

県では、困難女性支援法に基づき、政府が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日公示。）に即して「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定いたします。

基本計画では、これまでの婦人保護事業における取組みの成果・課題を検証し、関係機関及び民間団体との協働により、早期から包括的かつ切れ目のない支援体制を整備していくことにより、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現を目指していきます。

## (2) 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

また、政策的に関連の深い「第4次山形県DV被害者支援基本計画」（以下「DV計画」という。）の改訂に合わせ、令和8年度からは両計画の一体化を図ります。

## (3) 計画の位置づけ

- 困難女性支援法第8条第1項の規定による基本計画として策定するものです。
- 配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）、以下「DV」という。）の被害者については、DV計画により支援を推進します。

- この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶を目指しており、2015年に国連で採択された「SDGs<sup>\*</sup>」と理念を共有するものです。

※SDGs：2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」

(Sustainable Development Goals = SDGs)をいう。“誰一人取り残さない”を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

#### **(4) 計画における支援対象者**

本計画の支援対象者は、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とします。

女性であることにより、性的な被害に遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としており、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず支援の対象とします。



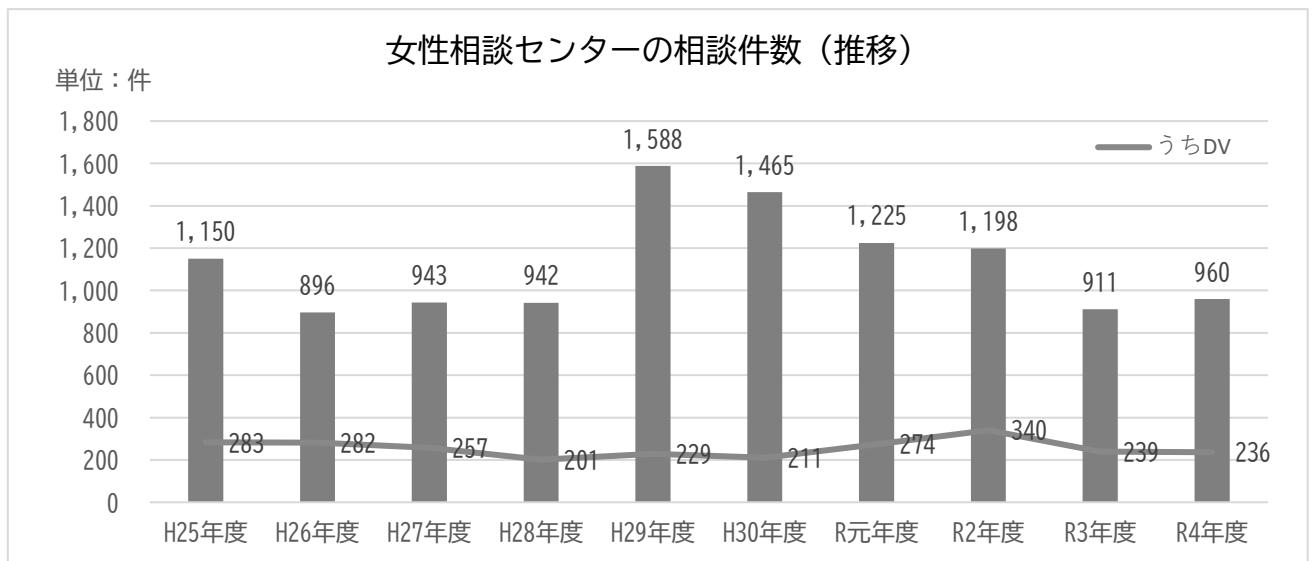
## 2. 現状と課題

### (1) 女性相談の状況

#### 【現状】

##### ①女性相談センターにおける相談状況

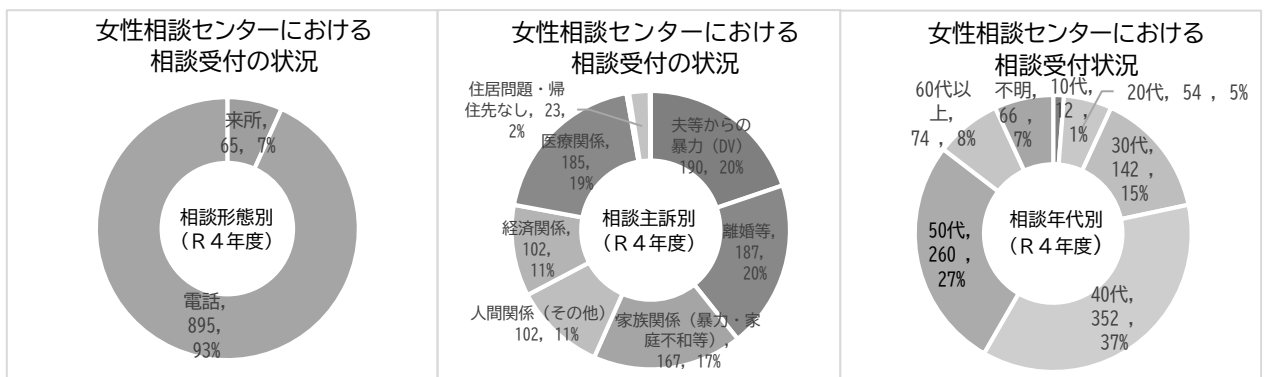
本県の女性相談センターにおける令和4年度の相談件数は、960件（実人数）で、減少傾向にあります。そのうち、DVに係る相談は236件（24.5%）で、概ね横ばいの状況にあります。



相談形態としては、電話相談が90%を超えますが、この中には「子ども女性電話相談」による相談が含まれています。

主な相談内容は、「夫等からの暴力」「離婚等」に関するものが最も多くそれぞれ20%、次いで「医療関係」、「家族関係」に関するものとなっています。

相談者の年齢としては、10代から60代以上まで全年代にわたっています。特に、40代（37%）が最も多く、次いで50代、30代と続いています。

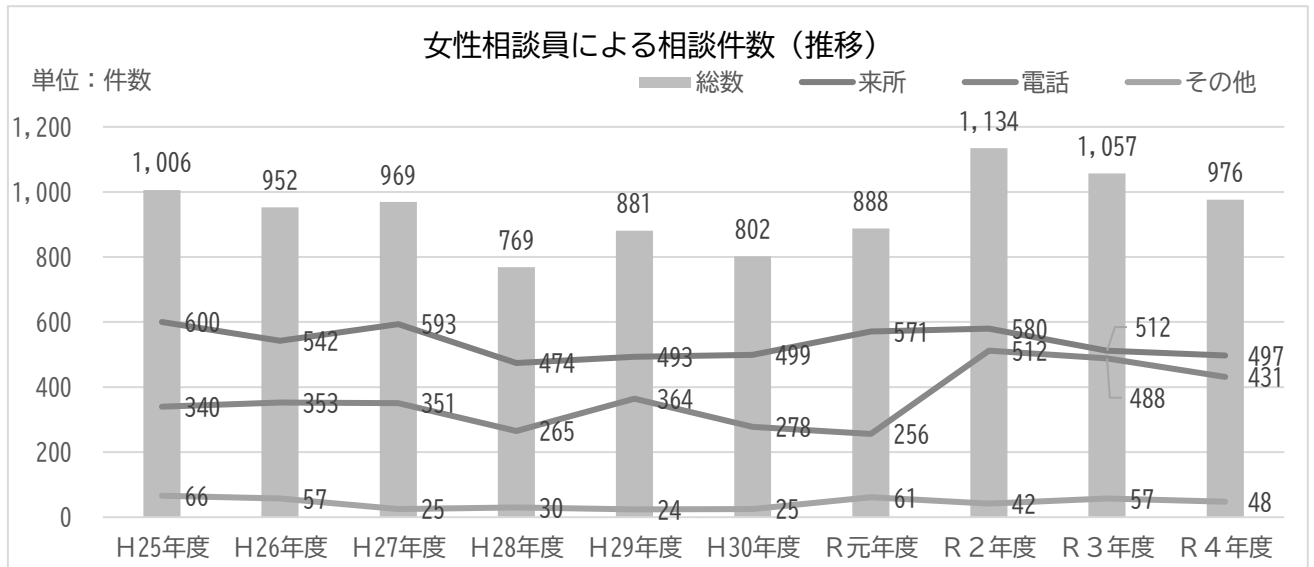


出典：山形県「山形県女性相談センター業務概要」

## ②女性相談員による相談状況

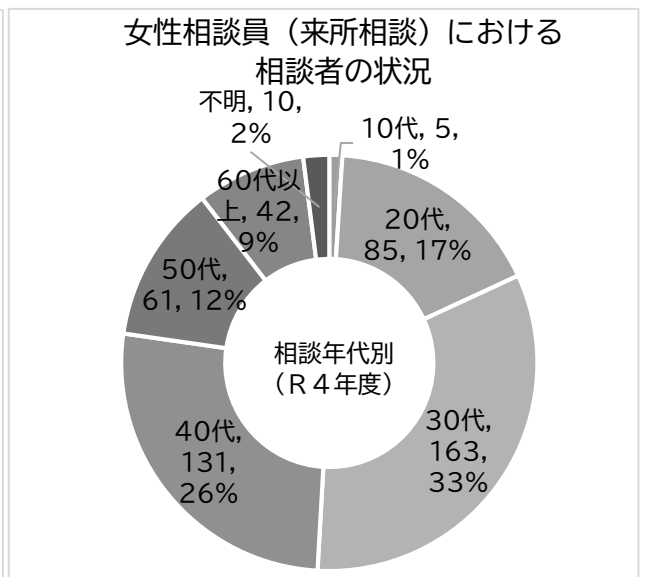
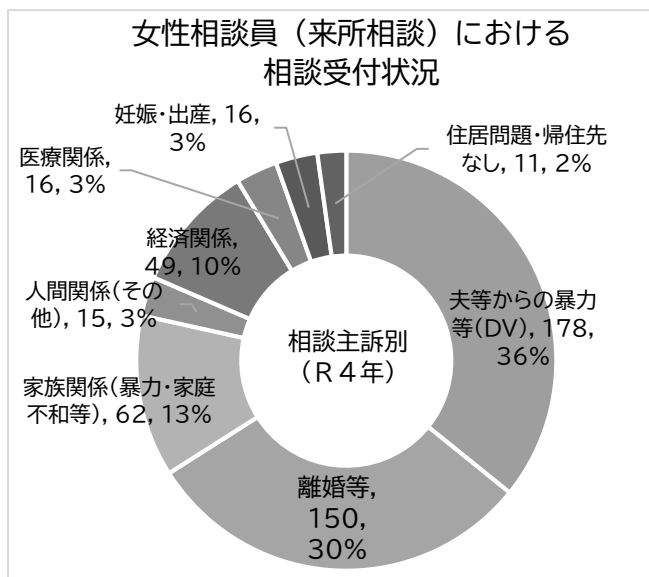
女性相談員は、県女性相談センター及び県総合支庁、各市に合計 24 名配置されています。(R5.4 時点) 13 市すべてに女性相談員が配置され県内全域をカバーしており、本県において地域における女性支援の大きな強みとなっています。

令和 4 年度の相談件数は、976 件（実人数）で、減少傾向にあります。相談形態としては、来所相談が 497 件（49%）、電話相談が 431 件（44%）となっており、コロナ禍を経て近年は電話相談の割合が増加しています。



来所相談の状況について詳しく見ると、主な相談内容としては、「夫等からの暴力」「離婚等」に関するものが最も多くそれぞれ 30%超、次いで「家族関係」「経済関係」に関するものとなっています。

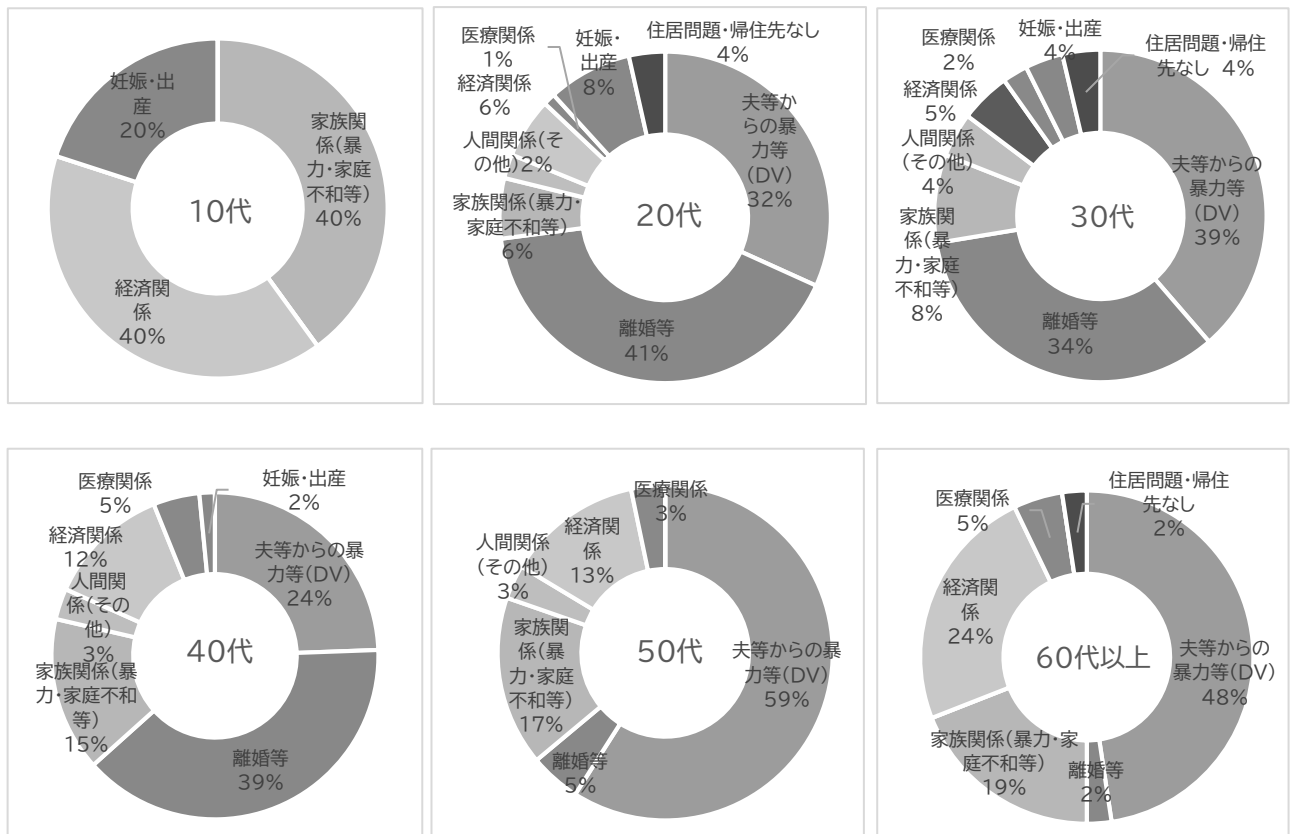
相談者の年齢では、10 代から 60 代以上までの全年代に広がっており、30 代が最も多く、次いで 40 代、20 代の順となっています。最も少ないのは、10 代で 1%にとどまっています。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

さらに、年代別の相談内容で見ると、20代以上の年代では「夫等からの暴力」の割合が一定数あり、高齢になると割合が高くなる傾向にあります。また、相談件数の多い20代から40代では「離婚等」が占める割合が約40%と多くを占めています。また、「家庭関係」「経済関係」「住居問題」等それ以外の多様な相談も寄せられています。

一方、10代の相談件数は多くないものの、「家族関係」「経済関係」「妊娠・出産」等についての相談のみとなっており、他の年代とは異なる状況となっています。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

### 【課題】

- 相談件数は、近年減少傾向にありますが、女性相談窓口を知らない、相談を必要としながらも支援対象者として十分に発見されていない女性が一定数存在することが指摘されており、相談窓口の周知を強化していく必要があります。
- 相談者の年代は、10代から60代以上までの全年代に広がっており、20代から40代までが多く、10代は少ない状況です。SNS等多様な媒体を活用して、若年層にも届きやすい周知啓発を行っていく必要があります。
- 相談主訴としては、「DV」「離婚等」に加え、「経済関係（経済的問題）」「医療関係（精神的問題）」が多くなっていますが、これらの複数の内容が重なり合い、複雑化・困難化する相談が近年増加傾向にあります。多岐にわたる相談を受け止めることができるよう、相談支援に係る専門的な技術の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

## (2) 一時保護の状況

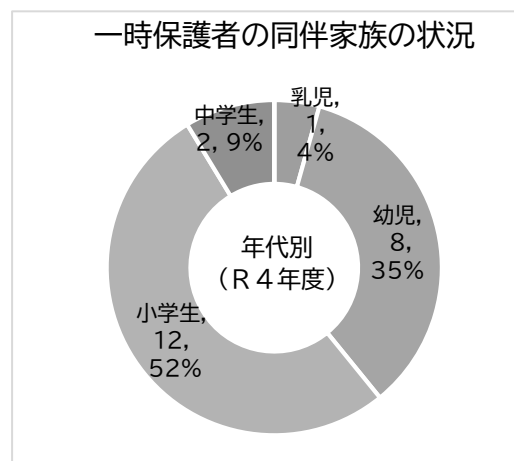
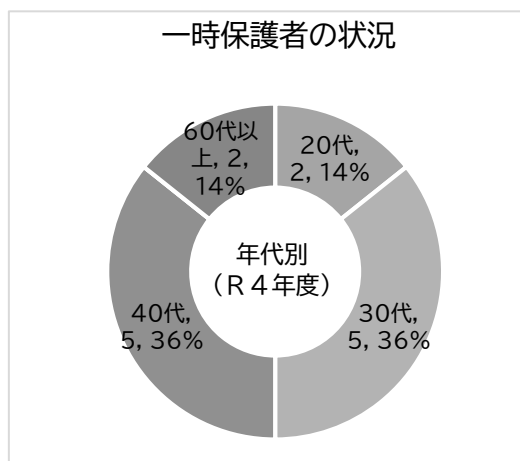
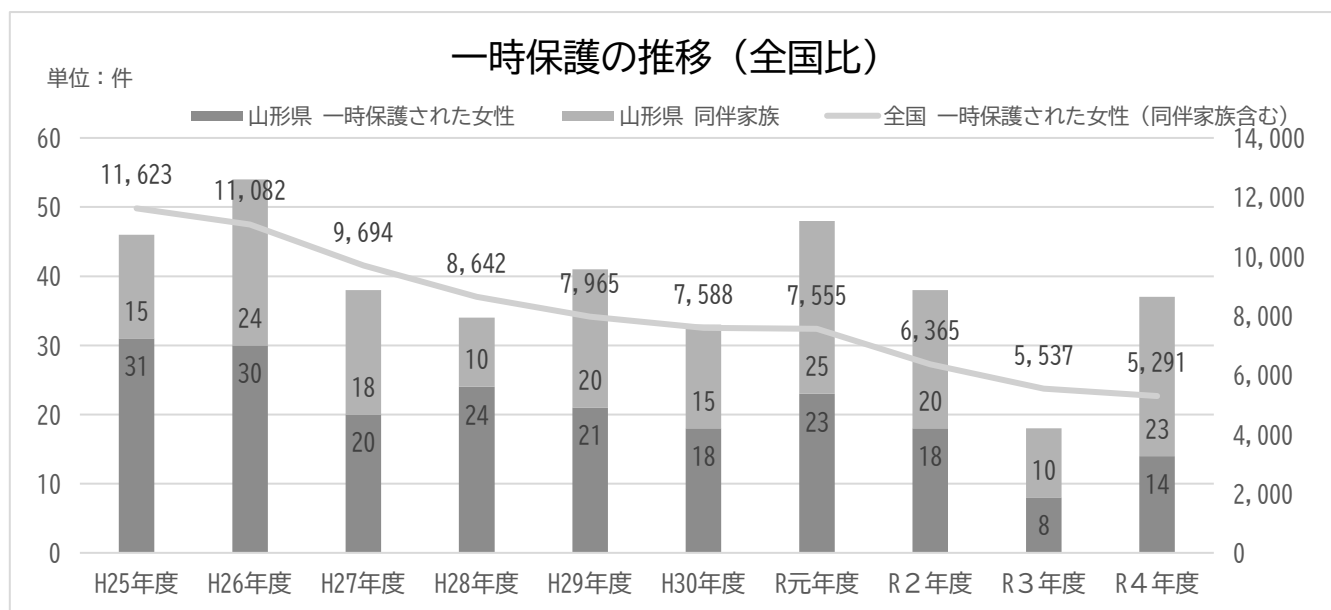
### 【現状】

女性相談センターでは、安全確保が必要な女性や同伴する子どものため、24時間体制で保護を実施しています。

一時保護は原則、女性自立支援施設への入所や安定的に自立した生活を行うことができるようになるまでの短期間（原則2週間以内）の入所であり、退所後の生活に向け関係機関と連携し本人の状況や希望を尊重しながら調整していきます。

令和4年度中に一時保護された女性は14名であり、平成25年以降、減少傾向にあります。これは、全国の一時保護の状況と比べても同様の傾向にあります。一時保護された女性の年代は、30代、40代が中心となっており、次いで20代、60代以上となっています。

また、女性と一緒に保護された同伴家族は23名となっており、前年度から大きく増加しています。同伴家族は保護された女性の状況に左右されますが、令和4年度は、小学生（52%）、幼児（35%）で約90%となっています。

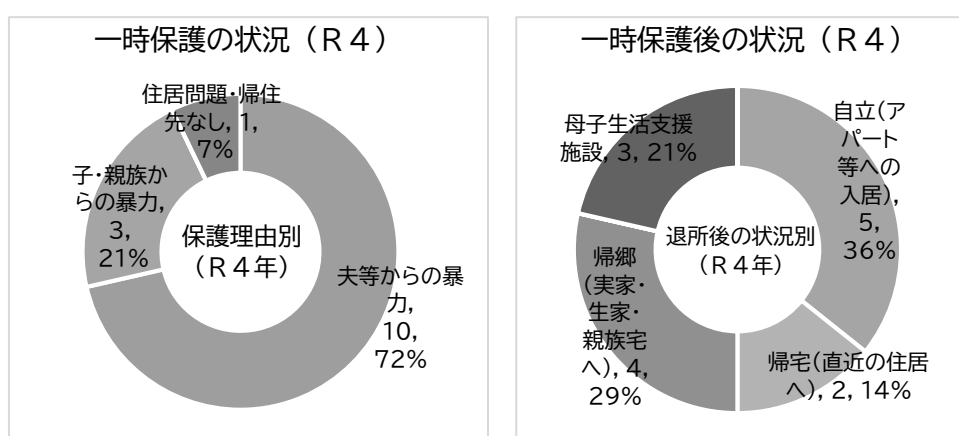


出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

保護理由別の内訳は、「夫等からの暴力」が 10 名、「子・親族からの暴力」が 3 名、「住居問題・帰住先なし」が 1 名となっています。

一時保護所退所後の状況は、「自立（アパート等への入居）」が最も多くなっています（36%）。地域における支援体制が充実してきたこと等を踏まえ、市町村等の支援を得て福祉制度等を活用しながら自立の道を選択していることがうかがえます。次いで、「帰郷（実家等へ）」が約 30%、母子で入所し生活の支援を受けることができる「母子生活支援施設」が 21%となっています。一時保護されたものの「帰宅（直近の住居へ）」を選択する者が一定数おり、継続支援を行っています。

退所後に女性自立支援施設へ入所したケースは令和元年度以降ありません。制限がある共同生活への拒否感等から施設入所を選ばず、地域で支援制度を活用しながら自立した生活を選択したり実家等の支援を選択したりする状況となっています。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

### 【課題】

平成 25 年以降に一時保護された女性は減少傾向にあります。また、令和元年度以降に一時保護所退所後に女性自立支援施設へ入所したケースはありません。その理由として、保護施設等の支援が十分に理解されていないこと、支援対象者のニーズに対して支援内容や制度が不十分であるなど施設への入所をためらわせる要因があること等が考えられています。これらの課題を検証し、支援を必要とする人に確実に支援が届く体制を作っていく必要があります。

また、施設利用者の多くが夫や家族からの暴力の被害者であることから、安心できる安定的な生活を確保し心身の健康の回復が図られるよう、心理的・医学的側面からの支援を行っていく必要があります。

### （3）令和 5 年度県・市町村事業担当者アンケート

令和 5 年 7 月に、女性相談員が配置されている県及び市町村の婦人保護事業担当課及び女性相談センターを対象に、女性相談における現状（近年の傾向・課題）及び困難な問題を抱える女性への支援に向けた課題等について、アンケート調査を実施しました。

○実施時期 令和5年7月

○調査対象 県及び市町村の婦人保護事業担当課、女性相談センター

○主な調査項目及び主な回答

	主な調査項目	主な回答
1	女性相談における課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間・休日の相談に対応できない。</li><li>・相談手段の拡充や多様化が必要。</li><li>・自分のタイミングで相談できる体制が必要。(SNS等)</li><li>・相談窓口の認知度が低い。特に、若年層の認知が不十分である。</li><li>・女性相談に対する関係機関との共通認識が必要。</li></ul>
2	近年の女性相談の傾向	<ul style="list-style-type: none"><li>・DV、離婚、離婚後の就労、生活困窮、借金、未婚での妊娠、生きづらさ(障がい・精神疾患)、ヤングケアラー、孤立等、重層化し、複雑困難化するケースが増加している。</li><li>・全年代からの相談があるが、30代～40代の相談が多い。</li><li>・精神疾患等による中長期的な支援が必要なケースが増えている。</li></ul>
3	支援対象者の早期発見・早期相談のための施策を行うにあたっての課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談しやすい体制づくりが必要。</li><li>・相談窓口に来所することはハードルが高い。</li><li>・若年層が相談しやすいツール(SNS等)による相談体制が必要。</li><li>・相談窓口の周知が必要。特に、若年層への周知啓発が必要。</li><li>・若年期から学習の機会を持つことが必要。自分が置かれている環境が「困難」だと理解するアンテナを持つような情報発信が必要。</li><li>・気軽に相談できる場所の設置が必要。</li></ul>
4	把握した支援対象者が必要とする支援、支援を行う際の課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間団体の発掘・育成、支援、連携が必要。</li><li>・幅広い相談に対して多様な受け皿が必要であり、関係機関との連携協働が不可欠。</li><li>・相談員のスキルアップのための研修が必要。</li><li>・積極的な同行支援等、顔の見える相談が必要。</li><li>・入所しやすい一時保護体制の整備が必要。</li><li>・DV被害者と同一の窓口であるため、安全の確保が困難。</li><li>・民間シェルター等、単身女性も受入が可能な施設の設置が必要。</li></ul>

### 【課題】

- ・幅広い年代からの相談が対象となり、相談の内容はDV、離婚等に加え経済的問題、医療的・精神的な問題、孤立等複数の要因が重なり合い、複雑化・困難化する傾向にあります。他分野との連携支援が必要不可欠であり、また、その中核となる女性相談窓口の広い周知が必要と考えられます。
- ・若年層からの相談件数が少ない一因に認知が不十分なことが挙げられました。自分が置かれている環境が「困難」だと理解するアンテナを持つような情報発信、若年層が利用しやすい相談ツールの整備を検討していく必要があります。
- ・支援対象者の状況に応じた柔軟な一時保護体制の整備や民間シェルター等の設置が必要と考えられます。

### 《参考》

婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設は、改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）を根拠として設置されていますが、令和6年4月1日以降は、困難女性支援法に基づき女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設になります。

### 3. 基本目標・施策体系

#### (1) 基本目標

**困難な問題を抱える女性が  
安心して自立して暮らすことができる社会の実現**

困難な問題を抱える女性であっても、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられることにより、その福祉が増進され、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会の形成に向け取組みを進めます。

#### (2) 主な課題

「2. 現状と課題」を踏まえ、次の5点を主要な課題として整理しています。

##### ① 女性の人権等に対する意識啓発の強化

- ・ 女性相談の件数は年間一千件に上り、さらには内容の複雑化・困難化もみられることから、困難な問題を抱える女性への支援に関し、県民の関心と理解を深める必要があります。
- ・ 自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育や啓発に努める必要があります。

##### ② 相談しやすい体制づくり

- ・ 経済的困窮や孤立など支援を必要としながらも相談に繋がりにくい女性、特に若年層の対象者を把握し、適切な支援を行う必要があります。

##### ③ 保護体制の充実

- ・ 一時保護施設及び女性自立支援施設の支援が十分に理解されていないこと、施設等への入所をためらわせる要因があること等を踏まえ、課題を検証し、支援者ニーズに応じた柔軟な一時保護体制について検討する必要があります。

##### ④ 心身の健康の回復支援

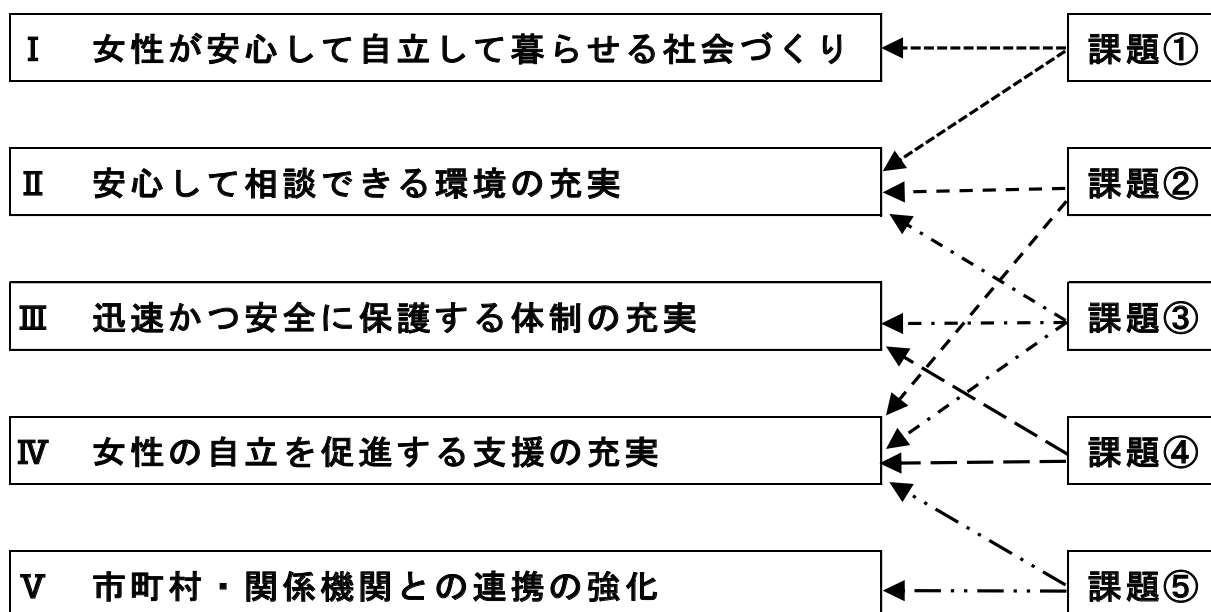
- ・ 一時保護利用者の多くがDVや家族からの暴力の被害者であることから、安心してできる安定的な生活を確認し心身の健康の回復を図られるよう、心理的・医学的側面から支援する必要があります。
- ・ 経済的自立にととまらず、その人らしい暮らしの実現のため、自立後においても継続的なフォローアップや相談支援を行う必要があります。

### ⑤ つながり続ける支援

- ・ 幅広い年代から多岐に渡る相談が寄せられていることから、支援対象者の多様なニーズに対応した関係機関との連携や民間団体との協働により、包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援を行う必要があります。

## (3) 基本の柱

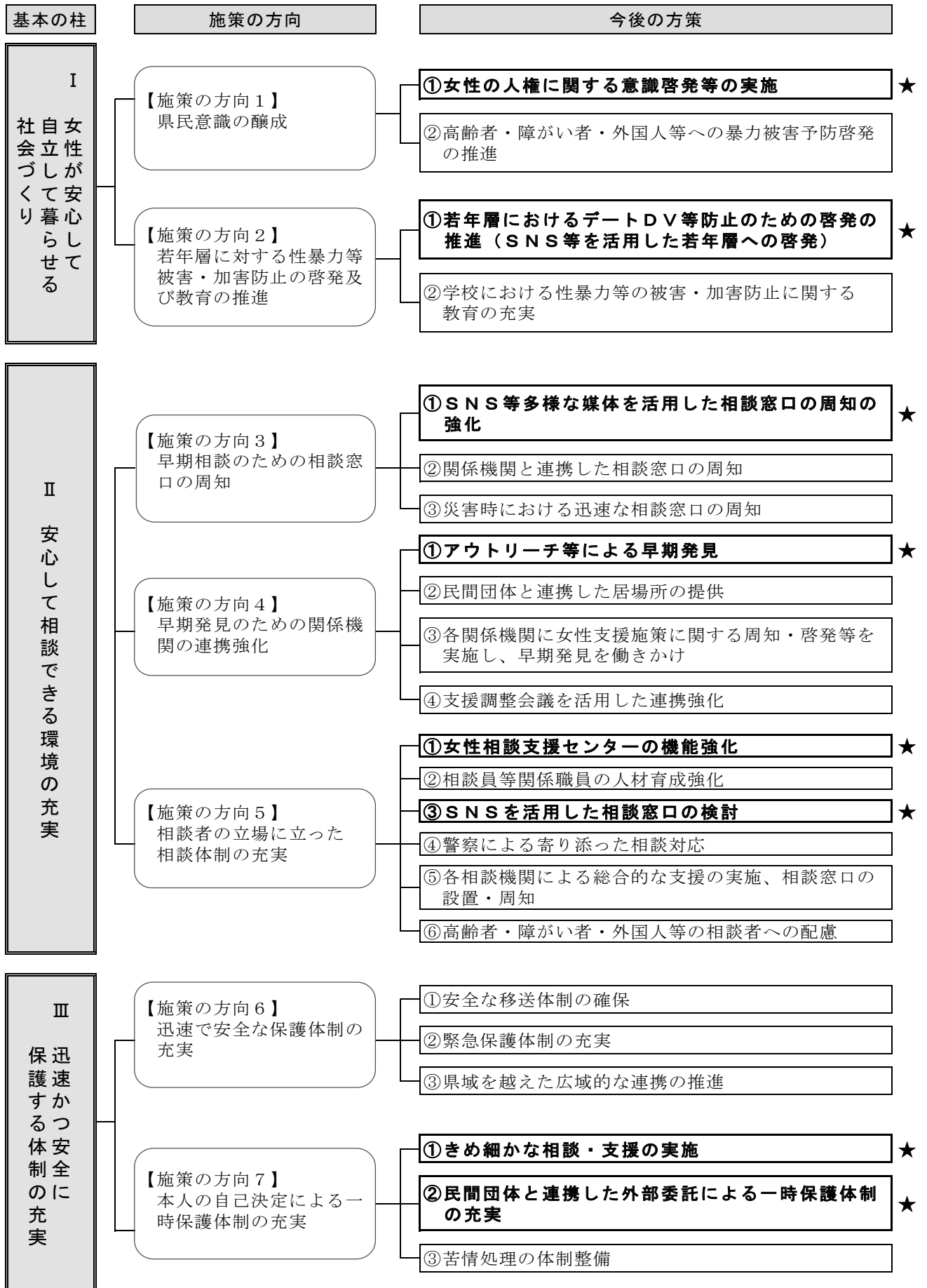
(2) の主な課題に対応する5つの基本の柱を定め、施策を推進します。  
また、基本の柱には、それぞれの重点取組事項を設け積極的に取組みを進めます。

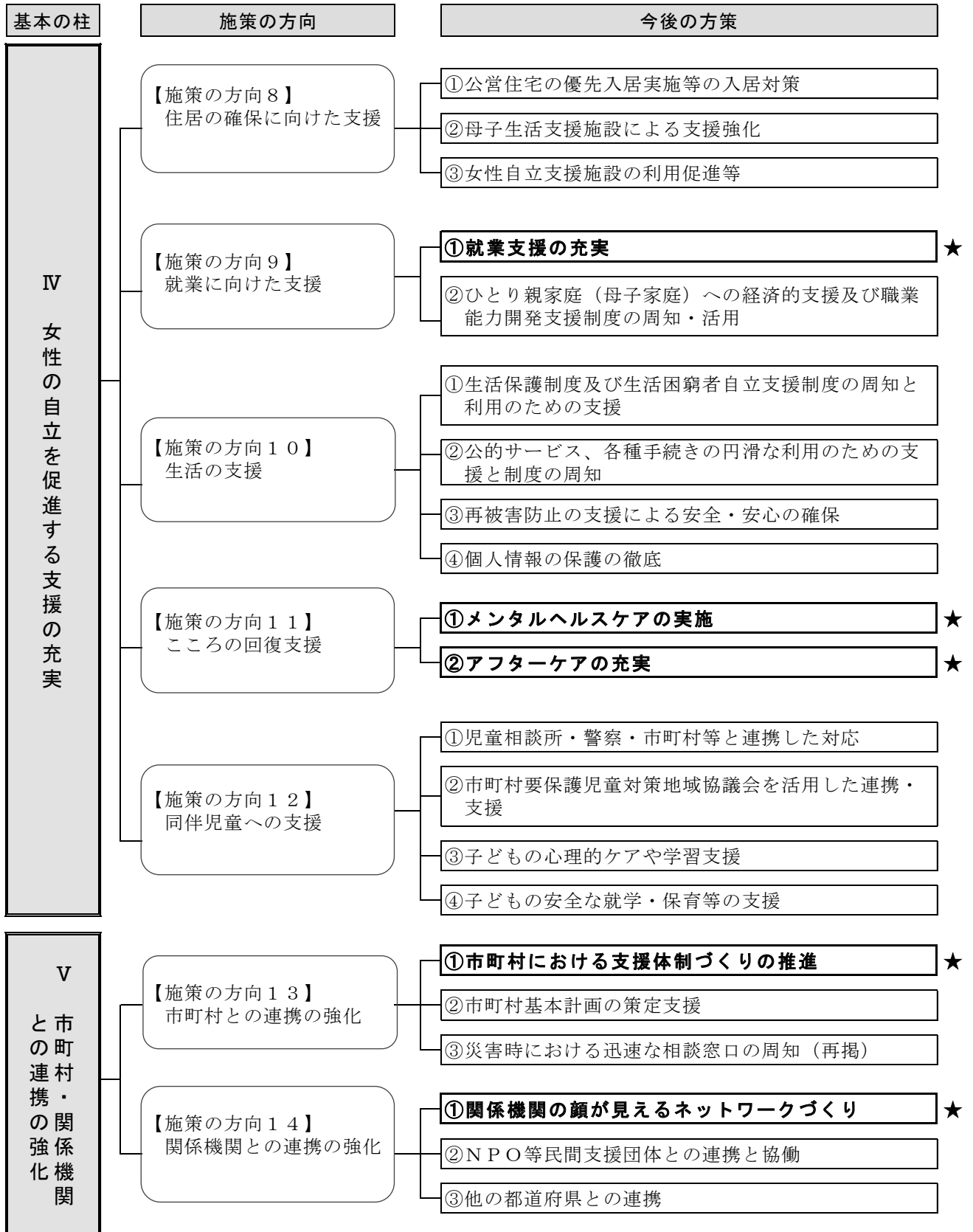




## (4) 計画の体系

★は重点取組事項





## (5) 数値目標

計画の推進に当たっては、次のとおり、数値目標を設定します。

### ① 女性相談窓口の認知度

支援を必要としながら支援対象者として十分に発見されていない女性が存在することを踏まえて、女性相談窓口の認知度を増加させていきます。

### ② 連携・協働する民間団体の数

支援対象者が必要とする支援を確実に届けるため、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と連携・協働し、アウトリーチ等による早期発見や気軽に立ち寄れる居場所づくりへの取組みを進めていきます。

### ③ 女性相談支援担当職員を対象とした業務研修会の受講率

困難な問題を抱える女性の支援の中核の一つとなる女性相談支援員には、専門的な技術や知識経験が必要とされており、研修等を通して継続的に能力向上を図っていきます。

また、女性相談支援員のみならず、女性相談支援に関わる県・市町村の担当職員についても研修への参加を促し知識を深めていきます。

### ④ 市町村基本計画の策定市町村数

困難女性支援法第8条において、市町村は基本計画を定めるよう努めなければならないとされています。本計画に基づき女性支援施策を推進していくためには、市町村における基本計画の策定も重要な要素の一つであることから、市町村基本計画の策定を促進していきます。

	基本の柱	指標	単位	現状	令和7年度	備考
①	I・II	女性相談窓口の認知度	%	-	増加させる	令和6年度に調査のうえ数値目標を設定
②	II・V	連携・協働する民間団体の数	団体	0	4	
③	II	女性相談支援担当職員を対象とした業務研修会の受講率	%	(91.8※)	100	
④	V	市町村基本計画の策定数	市町村	-	13	

※91.8：令和5年度に女性相談支援員のみを対象とした業務研修会の受講率

## (6) 推進体制

計画の推進に当たっては、市町村、民間団体、関係機関と連携・協働して取り組むとともに、全庁体制で総合的・横断的に取り組んでいきます。

### ① 支援調整会議

困難女性支援法第15条に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うため、県、市町村、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体及び関係機関等を構成員とした「支援調整会議」を設置します。

なお、運営に当たっては、以下のとおり段階を分けて実施していきます。

#### ○代表者会議

困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行います。

#### ○実務者会議

個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行います。

#### ○個別ケース検討会議

一時保護や女性自立支援施設への入所、各種社会福祉サービスの活用など個別ケースについて詳細な支援方針を議論します。

### ② 庁内連絡会議

庁内関係各課による庁内連絡会議等において、毎年度、施策の実施状況や支援対象者の現状等を把握するとともに、山形県男女共同参画審議会をはじめとする関係者や県民の意見を踏まえながら、その評価・検証を行います。

## 4. 施策の方向性

★は重点取組事項

### 基本の柱Ⅰ 女性が安心して自立して暮らせる社会づくり

女性が日常生活又は社会生活を円滑に営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い状況にあります。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げにもなっています。

このため、県民全体で、性暴力や性的虐待、性的搾取等は重大な人権侵害であることをよく理解し、それらを容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、困難な問題に直面した女性が、必要な支援を受けられることを認識していないために、それぞれの状況に応じた最適な支援が受けられないことを防ぐため、幅広く関係機関と連携しながらより届きやすい啓発に取り組んでいく必要があります。

さらに、誰をも被害者にも加害者にも傍観者にもしないため、若年層に対して性暴力等の問題について考える機会を積極的に提供し、予防啓発に取り組むとともに、小さい頃からの人権尊重の精神の涵養のための教育の充実に取り組んでいきます。

#### 【重点取組み】

- ◇ 市町村・関係機関・民間団体と連携しながら、県民全体で、女性の人権に関する意識啓発や若年層への啓発・教育に取り組んでいきます。
- ◇ SNS等多様な媒体を活用して、困難に直面した場合は支援を受けることができることを積極的に周知していきます。

#### 【数値目標】

- ◇ 女性相談窓口の認知度を増加させる。

### 施策の方向1 県民意識の醸成

#### 〔今後の方策①〕 女性の人権に関する意識啓発等の実施 ★

- 市町村・関係機関・民間団体と連携しながら、広報誌やホームページ、マスメディア、SNS等を活用し、女性の人権に関する意識啓発に取り組んでいきます。
- 困難な問題を抱える女性は、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となることを、リーフレットの作成・配布をはじめ広報誌やSNS等多様な媒体を活用して周知していきます。
- 県男女共同参画センター・チェリア\*を中心に男女共同参画社会づくりに向けた啓発に

取り組んでいきます。

主な施策	担当課	取組み概要
困難な問題を抱える女性への支援の周知	子ども家庭福祉課	◆困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながるよう、県広報誌、県公式SNS及びリーフレットの配布等の多様な媒体を活用して、県民に積極的に周知。
女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)の実施	多様性・女性若者活躍課	◆パープルリボンキャンペーンを展開。パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。 ◆市町村と連携し、パープルライトアップ、ご当地キャラによるパープルリボン着用等を実施。
男女共同参画週間(6月)の実施	多様性・女性若者活躍課	◆男女共同参画社会づくりに向けた県民の意識を醸成。 ◆パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。
男女共同参画に関する講座等の実施	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、男女共同参画に関する知識と考え方を身に付ける講座「チェリア塾」等を開催。 ◆男女共同参画を推進する人材育成、そのネットワーク化を推進。
「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課	◆県とやまがた被害者支援センターとの共催による啓発イベントを開催。 ◆犯罪被害者を支える社会づくりに向けた県民の意識を醸成。
犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進	消費生活・地域安全課 警察本部人身安全少年課	◆性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性への暴力に対して、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進。

※山形県男女共同参画センター(愛称:チェリア):男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に共に参画する豊かな社会「男女共同参画社会」の実現をめざす、活動交流拠点。

### 〔今後の方策②〕 高齢者・障がい者・外国人等への暴力被害予防啓発の推進

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)の高齢者虐待、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)の障がい者虐待、また、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない)への暴力被害の潜在化を防止する予防啓発に取り組めます。

主な施策	担当課	取組み概要
高齢者虐待の防止及びその対応に係る研修会の実施	高齢者支援課	◆市町村及び地域包括支援センター職員を対象に虐待の防止及びその対応について研修を実施。
障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施	障がい福祉課	◆福祉サービス従事者に対し、家庭内での暴力も含めた虐待への気付きについて研修を実施。

## 施策の方向2 若年層に対する性暴力等被害・加害防止の啓発及び教育の推進

### 〔今後の方策①〕 若年層におけるデートDV等防止のための啓発の推進 ★ (SNS等を活用した若年層への啓発)

- 若年層に対し、デートDV等について考える機会を幅広く提供するため、啓発用リーフレットの配布や出前講座の実施のほか、SNS等若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関や民間団体とも連携し、予防啓発を推進します。

主な施策	担当課	取組み概要
デートDV防止に向けた啓発	多様性・女性若者活躍課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆デートDVの内容を含んだ啓発用リーフレットを作成し、高等学校、大学等に配布。</li> <li>◆SNS等を使い、ハッシュタグを活用するなど、若者に拡散してもらえらる啓発を実施。</li> <li>◆高等学校、大学等の生徒・学生、教育機関関係者を対象に、暴力の実情や予防啓発などデートDVについての理解や知識を深める出前講座を実施。</li> </ul>
養護教諭の研修における性被害や性暴力等についての研修の実施	スポーツ保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆性被害が疑われる児童生徒への対応を含んだ研修を実施。</li> </ul>

### 〔今後の方策②〕 学校における性暴力等の被害・加害防止に関する教育の充実

- 教育機関と連携しながら、若年層に伝わりやすく、学校の授業（人権教育やいのちの大切さに関する教育等）に活用しやすいリーフレットの作成や啓発の手法を検討するとともに、将来、子ども達が被害者や加害者、傍観者にならないよう、低学年・幼児期からの教育及び啓発を充実します。

主な施策	担当課	取組み概要
男女共同参画意識の醸成	多様性・女性若者活躍課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、県内全中学1年生を対象に、青少年期から男女共同参画意識を醸成するために作成したリーフレットを配布。</li> </ul>
健康教育事業の実施	子ども成育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ライフステージに応じた性と健康に関する健康教育を実施するほか、リーフレットを配布。</li> </ul>
道徳教育地域支援事業及び人権教育研究指定校事業による「いのち」の教育	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業実施による、「いのち」の教育を推進。</li> </ul>

「山形県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進による性暴力等の未然防止	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 高等教育政策・学事文書課	◆性による差別を含め、あらゆる差別をしない視点を提示し、個々がお互いを尊重する意識を醸成。 ◆方針概要を踏まえた「学校教育指導の重点」を周知し、学校・家庭・地域の連携による人権教育の取組みを推進。
子どもの健康づくり連携事業において、「いのち・性に関する指導」で講演を実施	スポーツ保健課	◆小・中・高・特別支援学校に各校の健康課題に応じて専門医を派遣。 ◆「いのち・性に関する指導」で講演会を実施。
児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実	スポーツ保健課	◆保護者や地域の専門機関との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実。
「命の大切さを学ぶ教室」を開催	警察本部広報相談課	◆中学校、高等学校等において「命の大切さを学ぶ教室」を開催。
非行防止教室等、少年非行防止活動を実施	警察本部人身安全少年課	◆少年の規範意識の高揚を図るため、各学校において非行防止教室等を開催するほか、各種少年非行防止活動を実施。



## 基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実

女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることが多い状況にあります。困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に合った最適な支援を受けられるようにする必要があります。

県では、女性相談支援センター及び女性相談支援員が中核となって、相談の受付から一時保護、自立支援、地域生活の支援まで、包括的かつ継続的な支援を行っていきます。女性が抱えている問題が複雑・困難であっても、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら最適と考える支援を検討し、全ての困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けることができるよう取り組んでいきます。

また、支援を必要としていながら支援を求めることができない、あるいは求めない、そもそもこれらの支援策の存在を知らないなど、支援対象者として十分に発見されていない女性が一定数存在していることにも配慮する必要があります。アウトリーチ等を積極的に行う民間団体と連携した支援対象者の早期の把握や、女性支援施策の幅広い周知を行うとともに、若年層に配慮し、来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援を検討していきます。

### 【重点取組み】

- ◇ SNS等多様な媒体を活用して、困難に直面した場合は支援を受けることができることを積極的に周知していきます。
- ◇ 早期に相談支援を行う窓口につながり支援を受けることができるよう、アウトリーチ等による支援対象者を早期に把握するため、民間団体との協働した取り組みを検討します。
- ◇ また、若年層に配慮し、来所や電話による相談支援だけでなくSNS等を活用した多様な相談窓口について検討していきます。

### 【数値目標】

- ◇ 女性相談窓口の認知度を増加させる。(再掲)
- ◇ 連携・協働する民間団体の数 0 (令和6年3月時点) ⇒ 4団体
- ◇ 女性相談支援担当職員を対象とした業務研修会の受講率 100%

## 施策の方向3 早期相談のための相談窓口の周知

### 【今後の方策①】 SNS等多様な媒体を活用した相談窓口の周知の強化 ★

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員が、より多くの困難な問題を抱える女性への

支援の窓口となるよう、リーフレットの配布等従来の周知の手法に加えて、SNS等多様な媒体を活用して、様々な状況にある女性の目に触れるように相談窓口の周知を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
SNS等を活用した相談窓口の周知	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	◆県の公式SNS等を活用し、相談窓口を周知。
困難な問題を抱える女性への支援の周知 【再掲】	子ども家庭福祉課	◆困難な問題を抱える女性が、出来る限り早期に相談支援を行う窓口につながるよう、県広報誌、県公式SNS及びリーフレットの配布等の多様な媒体を活用して、県民に積極的に周知。
広く県民に相談窓口等を提供	警察本部広報相談課	◆各種相談窓口チラシを作成し配布、ホームページへの掲載。

### 〔今後の方策②〕 関係機関と連携した相談窓口の周知

- 女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族等からの暴力や虐待、経済的な困難、障がい等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることから、関係機関と連携し相談窓口の周知を強化していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
市町村と連携した相談窓口の周知	各総合支庁(女性相談支援員)	◆住民に身近な市町村における相談窓口の周知強化。(市町村の広報誌やホームページへの掲載、自治会等の協力を得た各種相談窓口案内チラシの回覧等)
生理の貧困に対する取組みの実施	多様性・女性若者活躍課	◆県内公立学校、私立高校、県関係機関などにおいて、生理用品の無償提供を実施するとともに、相談窓口や支援団体を周知。
「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」の周知	消費生活・地域安全課	◆犯罪被害者等県民のつどい、ホームページ、広報誌等を通じ、相談窓口を周知。

### 〔今後の方策③〕 災害時における迅速な相談窓口の周知

- 災害が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へ相談窓口の周知を迅速に行います。

主な施策	担当課	取組み概要
女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：参考資料(43頁)参照)

避難所等において性犯罪等の防止に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施	多様性・女性若者活躍課 各総合支庁(女性相談支援員) 防災危機管理課	◆災害時に市町村等と連携し、避難所や家庭等において、性犯罪等を許さない意識の共有や避難生活での留意点などの注意喚起を行うとともに、相談窓口の周知を実施。
------------------------------------	--	--

#### 施策の方向4 早期発見のための関係機関の連携強化

##### 【今後の方策①】アウトリーチ等による早期発見 ★

- できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、アウトリーチ等による支援対象者の早期の把握に取り組みます。
- 関係機関等において把握した情報について、支援に関わるべき機関の間で速やかに情報共有が行われるよう、個人情報の適正な取扱い等を確保しつつ、連携体制を構築していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
民間団体と連携した実態把握	子ども家庭福祉課	◆NPO等民間支援団体に対し実態調査を行い、連携した取組を検討。
困難な問題を抱える女性の支援ニーズを把握	子ども家庭福祉課	◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体との協働により、困難な問題を抱える女性の現状や支援ニーズを調査し、必要とされる支援の掘り起こしを実施。
アウトリーチ等の体制づくりの推進	子ども家庭福祉課	◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体との協働によるアウトリーチ等の体制づくりを推進。

##### 【今後の方策②】民間団体と連携した居場所の提供

- 困難を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所づくりの支援に取り組みます。

主な施策	担当課	取組み概要
居場所づくり等の支援	多様性・女性若者活躍課	◆困難な問題を抱える女性に対し、NPO団体民間支援団体等によるピアサポートや居場所づくり等の支援を実施。
	子ども家庭福祉課	◆NPO等民間支援団体と協働し、困難な問題を抱える女性の居場所づくりを促進。

##### 【今後の方策③】各関係機関に女性支援施策に関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ

- 医療関係者・救急隊員、母子保健関係者、保育・教育機関、高齢者・障がい者サービスの提供者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等、困難な問題を抱える女性を発見し

やすい各関係機関・関係者に、相談窓口の周知及び早期発見の啓発を積極的に行います。

- 関係機関等において把握した情報について、支援に関わるべき期間の間で速やかに情報共有が行われるよう、個人情報の適正な取扱い等を確保しつつ、連携体制を構築していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
医療関係者への周知	子ども家庭福祉課	◆啓発用リーフレットを医療機関等に配布。
救急隊員への周知	消防救急課	◆傷病者が犯罪被害者と疑われた場合の医師への情報提供等について、県内各消防本部に対し、救急隊員への周知協力を文書で依頼するとともに、会議等の機会を捉え周知。
母子保健担当者への周知	子ども成育支援課 各総合支庁(母子保健)担当課	◆母子保健に関する会議や研修会の開催、市町村要保護児童対策地域協議会への出席を通して、市町村母子保健担当等へ支援対象者の早期発見について周知。
保育・教育関係者への周知	子ども成育支援課	◆保育士等を対象とした研修会等の機会を捉え、支援対象者の早期発見について周知。
高齢者・障がい者福祉サービス提供者への周知	高齢者支援課 障がい福祉課	◆研修会の開催等を通して、家庭内での暴力も含めた虐待の早期発見・通報について周知。
民生委員・児童委員への周知	地域福祉推進課 子ども家庭福祉課	◆民生委員・児童委員を対象とした研修会を通して、啓発用リーフレットを配布し、支援対象者の早期発見について周知。
人権擁護委員への周知	多様性・女性若者活躍課	◆「デートDV防止出前講座」に地域の人権擁護委員の参加を働きかけ、支援対象者の早期発見について周知。

#### 【今後の方策④】 支援調整会議を活用した連携強化

- 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行い、必要な情報交換や支援内容の協議のために、関係機関による支援調整会議を開催します。関係者が顔の見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制の強化を図ります。

主な施策	担当課	取組み概要
支援調整会議の開催	子ども家庭福祉課 各総合支庁(女性相談支援員)	◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体・女性相談支援センター・女性相談支援員等で構成する支援調整会議を開催し、多機関間で支援に係る共通認識の醸成を図り、連携を強化。困難な問題を抱える女性の実態把握、支援実施体制の評価及び地域で活用できる資源の把握。

## 施策の方向5 相談者の立場に立った相談体制の充実

### 【今後の方策①】女性相談支援センターの機能強化 ★

- 女性相談支援センターは、支援対象者が抱える課題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを踏まえ、本人の希望と意思を最大限尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討、決定、実施していきます。
- 特に、多岐にわたる相談を受け止めることができるよう、相談支援に係る専門的な技術の向上に努め、丁寧な相談によりの確なアセスメントを行っていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
丁寧な相談支援によるアセスメントの実施	女性相談支援センター	◆支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するため、丁寧な相談による的確なアセスメントを実施。
女性相談支援センター職員の専門的技術の向上	女性相談支援センター	◆多岐にわたる相談支援に対応するため、研修会への派遣等による職員の専門的技術の向上。

### 【今後の方策②】相談員等関係職員の人材育成強化

- 女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとって支援への入り口の役割を果たします。不適切な対応による二次的被害が生じることがないように、また、専門的な知識・技術等の向上のため、研修機会を充実し資質の向上を図ります。
- また、女性相談支援員が孤立することのないよう、所属する部署において女性相談支援員の業務を十分にサポートするとともに、相談に必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について配慮するとともに、研修等により横の連携を強化し孤立防止に努めていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
女性相談支援員のスキルアップへの支援	子ども家庭福祉課	◆県内の女性相談支援員等を対象とした研修会の開催とともに県外研修への派遣を通し、支援員のスキルアップを支援。
女性相談支援員のサポート	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁担当課	◆女性相談支援員が孤立することのないよう、業務のサポートを実施。 ◆女性相談支援員の研修機会を拡充し支援員同士の横の連携を強化し孤立化を防止。
相談機関の実務者研修の開催	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、ジェンダー問題を背景にした女性の悩み相談に的確に対応するため、相談機関の実務者を対象とした研修会を開催。
警察安全相談業務担当者の研修を実施	警察本部広報相談課	◆警察安全相談業務担当者等を対象とした専科教養を実施。
被害者支援員のスキルアップ	警察本部広報相談課	◆警察職員に対する教養を充実させ、各警察署で指定されている被害者支援員のスキルアップを実施。

少年相談担当者の知識技能の向上	警察本部人身安全少年課	◆少年相談担当者の知識技能の向上を図るため、関係研修会に参加。
-----------------	-------------	---------------------------------

### 〔今後の方策③〕 SNSを活用した相談窓口の検討 ★

- これまで女性相談支援の窓口を利用したことがない、知らないといった女性が相談をためらうことのないよう、他の相談機関等の取組みを参考にしながら、SNSを活用した相談窓口の整備及び支援機能の提供を検討します。

主な施策	担当課	取組み概要
SNSを活用した相談窓口の整備の検討	子ども家庭福祉課	◆支援を必要とする人が相談を躊躇することのないよう、SNSを活用した相談窓口を検討。

### 〔今後の方策④〕 警察による寄り添った相談対応

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、警察による被害者に寄り添った相談対応が円滑に進むよう、日常的に警察との緊密な連携を図ります。

主な施策	担当課	取組み概要
被害申告・相談をしやすい環境の整備	警察本部広報相談課 警察本部捜査第一課	◆被害者からの相談に対し、関係機関と連携し、途切れない支援を実施。 ◆警察本部にカウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員を配置。 ◆警察への被害申告を躊躇される性犯罪被害者の方のために医療機関へ「性犯罪証拠採取キット」を整備拡大。
人身安全関連事案対処体制の確立	警察本部人身安全少年課	◆被害者を認知した段階から、一層迅速・適切に保護対策を推進。 ◆役割分担を明確にした上で、関係機関と連携したそれぞれの機関における24時間保護体制の充実。 ◆民間団体の支援内容等支援対象者のニーズの把握及び関係機関に対する情報提供。

### 〔今後の方策⑤〕 各相談機関による総合的な支援の実施、相談窓口の設置・周知

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、市町村、警察、県男女共同参画センター、NPO等民間支援団体など多様な主体による相談窓口を複数設置することで、被害者がどのような状況にあっても、安心して相談できる環境を整備します。

主な施策	担当課	取組み概要
「やまがた性暴力被害者サポートセンター（ベにサポやまがた）」による被害者支援	消費生活・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門の相談員による相談支援。</li> <li>◆相談内容に応じた関係機関への付き添い支援。</li> <li>◆医療機関の紹介・受診費用等を助成。</li> <li>◆ホームページにメールによる問い合わせフォームを開設し、メールから電話相談につなげる体制を構築。</li> <li>◆臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用を助成。</li> </ul>
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知	消費生活・地域安全課 多様性・女性若者活躍課 子ども家庭福祉課	◆関係部局が互いに連携し、SNS等を活用しながら、県民に幅広く相談ナビダイヤルを周知。
「性犯罪被害相談電話」全国共通の短縮ダイヤル「#8103（通称：ハートさん）」の周知	警察本部広報相談課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆性犯罪被害に関する悩みや苦しみを抱える方からの相談に応じるため、「性犯罪被害相談電話」全国共通の短縮ダイヤル「#8103（通称：ハートさん）」について、その周知を図るとともに、相談内容に応じた適切な対処を実施。</li> <li>◆医療機関と連携したワンストップ支援の充実。</li> </ul>
各種相談機関による相談窓口の設置		参考資料（43頁）を参照

【今後の方策⑥】 高齢者・障がい者・外国人等の相談者への配慮

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、高齢者や障がい者、外国人等様々な問題を抱えた女性の問題解決に向け、それぞれの問題に関わる多様な関係機関と連携し支援していきます。特に、言語やコミュニケーション手段が原因で支援を受けにくいことがないよう、各関係機関と十分に連携し、相談に適切に対応します。
- 性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して可能な支援を検討していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
高齢の支援対象者への対応	女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆市町村高齢者福祉相談窓口や地域包括支援センター等と連携し、高齢者一人ひとりの状況に配慮しながら、適切に対応。
障がい者である支援対象者への対応	女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村障がい者福祉相談窓口等と連携し、障がい者一人ひとりの障がいと状況に配慮しながら、適切に対応。</li> <li>◆県障がい福祉課や障がい者福祉関係機関と連携し、必要に応じて、手話通訳者の依頼を行うほか、筆談、拡大文字、わかりやすい表現等障がいの状況に応じたコミュニケーション手段を用いて、適切に対応。</li> </ul>

外国人である支援対象者への対応	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆(公財)山形県国際交流協会等と連携し、通訳ボランティア等の協力を得て、適切に対応。 ◆翻訳機(AI機器)の導入を検討。
高齢者・障がい者虐待防止会議の開催	高齢者支援課 障がい福祉課	◆高齢者・障がい者虐待防止会議を開催し、関係機関等の連携を推進。
コミュニケーション手段の提供	障がい福祉課	◆県立点字図書館の職員が随時相談に応じ、ボランティアと協力しながら各種文書を点訳し情報を提供。 ◆県聴覚障がい者情報支援センター、福祉相談センターに手話通訳者を配置し、手話による相談支援を実施。 ◆来所が困難な遠方の聴覚障がい者に対し、FAX、Eメール等で相談に対応。
外国人からの相談対応	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	◆外国人総合相談ワンストップセンターにおいて、多言語で相談に対応。 ◆(公財)山形県国際交流協会と連携し、通訳ボランティアを紹介。
トランスジェンダーからの相談対応	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆トランスジェンダーであることに起因する困難に配慮するとともに、各機関の取組みを参考に可能な支援を検討。



## 基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に保護する体制の充実

困難な問題を抱える女性の保護に当たっては、何よりも女性や同伴する子ども等の安全の確保が重要です。県では、夜間、休日を問わず緊急避難が円滑に行われるよう、各地域における緊急保護体制を強化するとともに、様々な配慮を必要とする女性を保護するため、多様な一時保護委託先の確保を検討し、迅速かつ安全に保護する体制の充実に取り組みます。

一時保護施設入所後は、複合化・複雑化する女性の実情を踏まえ、安心して一時保護期間を過ごせるよう、心身の健康の回復を図るため必要に応じて医学的又は心理的な援助を行う等、女性に寄り添ったきめ細かな支援が必要になります。

一方で、多様な状況にある対象者に応じた支援を行っていくことが求められています。居所等の厳重な秘匿を要する場合や、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合等支援対象者の状況に応じた支援のあり方について、課題や支援ニーズを踏まえ検討していきます。

### 【重点取り組み】

- ◇ 医療機関との連携や職員による心のケアの実施など心身の健康の回復に向けた支援を充実させていきます。
- ◇ 民間団体等における支援の実態を調査・把握し、連携した取り組みを検討していきます。また、支援者のニーズに応じた保護のあり方について検討していきます。

## 施策の方向6 迅速で安全な保護体制の充実

### 〔今後の方策①〕 安全な移送体制の確保

- 女性相談支援センター及び各総合支庁（女性相談支援員）が、市町村や警察と一層緊密に連携・協力しながら、女性担当者が同伴するなど女性に配慮した安全な移送を行います。

主な施策	担当課	取り組み概要
移送体制の充実	女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆市町村や警察との連携体制をより一層強化するとともに、女性担当者が同伴するなど女性に配慮した移送を実施。

### 〔今後の方策②〕 緊急保護体制の充実

- 休日や夜間など緊急に保護が必要と認められるときは、市町村、警察等の関係機関と連携し、適切に対応します。

主な施策	担当課	取組み概要
緊急保護体制の充実	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆24時間体制の保護を実施。 (総合支庁では夜間・土日祝日・年末年始の期間は緊急連絡網にて対応し、関係機関と調整の上実施。) ◆日頃から市町村や警察と夜間・休日等の保護体制の整備、連携を強化。
民間宿泊施設への一時避難にかかる宿泊費用の支援	警察本部人身安全少年課	◆再び被害に遭う恐れがあるため帰宅することが困難な女性に対し、自ら避難場所を確保することができない場合又はやむを得ない理由から公的機関への避難が困難な場合において、一時的にホテルなどに宿泊する費用を支援し、被害者の安全を確保。

### 〔今後の方策③〕 県域を越えた広域的な連携の推進

- 支援対象者の必要に応じて、更なる広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県と情報交換を積極的に行うなど連携を強化します。

主な施策	担当課	取組み概要
他都道府県との情報交換による連携強化	女性相談支援センター	◆広域的な支援が円滑に行えるよう会議等で積極的に情報交換を行うほか、近県の女性相談支援センター等と情報交換し連携を強化。

## 施策の方向7 本人の自己決定による一時保護体制の充実

### 〔今後の方策①〕 きめ細かな相談・支援の実施 ★

- 入所者が安心して援助を受けられることができるという気持ちを持てるよう、一時保護所において心身の健康状態等を踏まえて、医学的又は心理学的な援助などきめ細かな相談・支援を実施します。
- 一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者とともに考えながら自立について本人の意思を尊重し、生活再建策など自立支援の方策について検討していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
心理ケアの充実	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター	◆入所者の実情を踏まえて、一時保護期間中に心理担当職員等による心理ケアを実施。必要に応じて、嘱託医による医学診断を実施。 ◆入所者の意向を聞きながら、関係機関・医療機関と連携し、適切な心理ケアを実施。

きめ細かな相談・支援の実施	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆女性相談支援員や女性相談支援センター担当職員が、入所者の将来の不安等に寄り添いながら、きめ細かな相談と支援を実施。 ◆施設退所後等においても女性の来所相談等に応じるほか、他の機関に引継ぎを行う場合には、単に当該機関の連絡先を教示するだけでなく、担当者との面接が確実に行われるよう連絡・調整を徹底。
安全対策の実施	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター	◆一時保護所において、警備設備などを確保するとともに、保護マニュアルに基づき安全対策を実施。 ◆関係機関への同行支援の際は、警察等と連携し、安全対策を実施。

### 【今後の方策②】民間団体と連携した外部委託による一時保護体制の充実 ★

- 支援対象者の実情に応じ、迅速かつ適切な保護が実施できるよう、NPOや社会福祉法人等民間団体と連携しながら一時保護体制の充実について検討していきます。
- 一時保護が必要な場合であっても、さまざまな理由から一時保護に至らない状況があることから、支援対象者の状況に応じた柔軟な一時保護体制のあり方について民間団体の実情を踏まえ、検討していきます。

施策	担当課	取組み概要
一時保護体制の充実に向けた検討	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆支援対象者のニーズと民間団体の支援内容等実態について調査・把握し課題等を検証し、一時保護体制の充実を検討。 ◆安全上問題がなく本人にとって社会とのつながりを維持することが必要な場合には、一時保護されながら通学・通勤ができるような一時保護の体制について民間団体の実情を踏まえ検討を実施。 ◆支援対象者の個別の事情に配慮し、委託先と緊密に連携しながら一時保護委託を実施。

### 【今後の方策③】苦情処理の体制整備

- 支援対象者の保護に関わる職員の職務の執行に関する苦情を受け付け、公正な視点で適切かつ迅速に苦情処理を行える体制整備を検討します。

施策	担当課	取組み概要
苦情処理体制の整備	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター	◆苦情処理体制の整備。 ◆一時保護所の意見箱の利用について、入所者に周知を徹底。

## 基本の柱Ⅳ 女性の自立を促進する支援の充実

困難な問題を抱える女性の中には、身体的、心理的、性的な被害を受け、心的外傷を抱えている方や、困難や生きづらさ等を抱えている方が多く含まれているため、心身の健康回復のための医学的又は心理学的な援助を行うことが必要です。

また、困難な問題を抱える女性が自立して生活しようとする際は、万全の状態が整ってからよりも、住居、生活費、就労機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えたまま移行するケースが多い状況にあります。課題解決に関わる機関は多岐にわたるため、女性相談支援センター及び女性相談支援員が中核となって、関係機関と緊密に連絡調整を図りながら、各種支援制度の積極的な利用を支援していきます。必要な支援を検討するに当たっては、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議の場を積極的に活用していきます。

さらには、自立した後でも仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もあるため、自立がすなわち孤立とならないように、継続的なフォローアップや相談支援を行うなど、地域での生活再建を支えるアフターケアを重視していきます。

### 【重点取組み】

- ◇ 医療機関との連携や職員による心のケアの実施など心身の健康回復に向けた支援を充実させていきます。
- ◇ 経済的自立にとどまらず、その人らしい暮らしの実現のため、自立後においても継続的なフォローアップや相談支援を実施していきます。

## 施策の方向8 住居の確保に向けた支援

〔今後の方策①〕 公営住宅の優先入居実施等の入居対策

- 県は、公営住宅への入居の際の優遇措置等入居対策を促進するとともに、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、住居の確保に向けて被害者に寄り添った支援を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
住宅の確保を支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆公営住宅への入居の際の優遇措置や、民間のアパート等に入居する場合に利用できる民間の保証人代行サービス等支援策について、情報を収集し、困難な問題を抱える女性へ情報提供等を実施。 ◆関係機関等と連携し、必要に応じ支援対象者に同行する等、住宅確保のための支援を実施。

公営住宅の優先入居等措置	建築住宅課	◆公営住宅の既存入居者で犯罪被害者世帯については、別の県営住宅への住み替え（特定入居）を可とする措置を実施。
民間住宅のセーフティネット住宅の情報提供	建築住宅課	◆住宅確保要配慮者を受け入れるセーフティネット住宅を県ホームページにおいて周知。
市町村による公営住宅の優先入居等対策の推進	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆支援調整会議、市町村担当課長会議等の機会を捉えて働きかけを行い、支援対象者の住宅の確保を推進。

【今後の方策②】母子生活支援施設による支援強化

- 母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させ、母子を保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援する施設であり、子どもの支援においても重要であることから、県では積極的な施設活用を促進します。

主な施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設の利用促進	各福祉事務所 女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員） 子ども家庭福祉課	◆母子生活支援施設を積極的に活用し、女性及びその子どもの心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援及び退所後の支援が円滑に行われるよう、施設及び関係機関と連携を図りながら支援を実施。

【今後の方策③】女性自立支援施設の利用促進等

- 一時保護終了後直ちに自立することが難しい女性の自立を支援するために、女性自立支援施設の利用を促進します。入所者の日常生活を回復していくために、支援者が丁寧に寄り添い、傷ついた心のケアや今後の生活の不安へのケアを専門性をもって実施していきます。
- 行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体との協働を目指し、民間支援団体の支援に取り組みます。

主な施策	担当課	取組み概要
女性自立支援施設の活用	女性相談支援センター	◆女性自立支援施設を活用した女性の自立支援を継続。
きめ細かな相談・支援の実施 【再掲】	女性相談支援センター	◆入所者の将来の不安等に寄り添いながら、きめ細かな相談と支援を実施。 ◆施設退所後等においても女性の来所相談等に応じるほか、他の機関に引継ぎを行う場合には、単に当該機関の連絡先を教示するだけでなく、担当者との面接が確実にされるよう連絡・調整を徹底。

シェアハウス等の設置に取り組むNPO等民間支援団体の育成・支援	子ども家庭福祉課	◆自立支援に取り組む民間の支援団体の動向を把握し、シェアハウス等の設置について、意欲あるNPO等民間支援団体を育成・支援。
---------------------------------	----------	---

## 施策の方向9 就業に向けた支援

### 【今後の方策①】就業支援の充実 ★

- 就業に向けた支援に際しては、女性本人に障がいがある場合や就労経験が乏しい場合など様々な課題が存在することが想定されるため、支援対象者に寄り添い、意向を丁寧に聞き取りながら、関係機関との連携を強化し、就職に関する情報提供や関係機関への同行支援など、就業に向け、より積極的な支援を行います。
- 女性自立支援施設における日中活動に際しては、それまでの生活経験や社会経験の中で得られなかった経験を積むことができるようなプログラムについて、関係機関や他施設等の取組みを参考にしながら検討していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
就業に向けた支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆ハローワーク等関係機関と連携し、就職に関する情報を提供。 ◆支援対象者の希望に応じて、ハローワークやマザーズジョブサポート等へ同行支援を実施。
就業支援連絡会議の開催	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭就労・自立支援センターが開催する、ハローワーク・母子生活支援施設を含む関係機関による就業支援連絡会議において、ひとり親家庭の就業支援について情報交換を実施。
企業へのハラスメント予防啓発	雇用・産業人材育成課	◆メールマガジン「労働やまがた」を活用した啓発を実施。
多様な職業訓練の実施及び支援	雇用・産業人材育成課	◆早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関への委託等により、多様な職業訓練を実施。 ◆子育て中の希望者に託児サービス付きの職業訓練を実施。
ワンストップ相談窓口の設置による就業支援	雇用・産業人材育成課	◆「マザーズジョブサポート山形・庄内」を運営し、女性の相談員による就労と子育ての両立に向けた相談や就職あっせん、就労面接時における無償の託児など、きめ細かな支援により、就業を促進。
女性自立支援施設における日中活動の充実に向けた支援	女性相談支援センター	◆女性自立支援施設における日中活動の充実に向け関係機関等の取組みを参考に検討。

### 【今後の方策②】ひとり親家庭（母子家庭）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用

- 子育てと生活全般を一人で支えている母子家庭には、子育てや就労など一貫した支援が必要です。女性相談支援センター及び女性相談支援員は、ひとり親家庭応援センター等と

連携しながら、就業支援等の自立支援を行う際、ひとり親家庭支援制度を積極的に情報提供し、活用を図ります。

主な施策	担当課	取組み概要
ひとり親の自立支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆ひとり親家庭応援センター等と連携し、ひとり親家庭(母子家庭)への各種経済的支援及び職業能力開発支援制度等を周知、活用を助言。
ひとり親家庭への支援の充実	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭応援センターを運営し、就職あっせんを行うとともに、ひとり親家庭相談員等による各種手続き等の同行支援や企業訪問による就業定着支援等、きめ細かな相談対応を実施。 ◆会議等の機会を捉えて、市町村の意見を聴取しながら、ひとり親家庭支援事業の充実を推進。
ひとり親家庭への子育て・生活への支援	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭が就労や疾病等で一時的に家事や育児ができない場合、ヘルパーを派遣してひとり親家庭の子育てや生活を支援。

## 施策の方向 10 生活の支援

〔今後の方策①〕生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、女性が生活上の困難に直面している場合、日常生活に必要な基礎的な知識や習慣の習得に向けた支援を行います。
- また、関係機関と連携しながら、自立した生活が行えるよう各種手続きに係る支援を行い、女性が日々の生活を安定して送ることができるよう環境を整えるための支援をしています。

主な施策	担当課	取組み概要
日常生活の支援	女性相談支援センター	◆一般的な生活の力を身につけるための支援や金銭管理、市町村と連携し保育等の子育て支援サービスや障害福祉サービスを活用するための手続きを支援。
生活の相談支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆状況に応じ、生活保護制度の活用について、福祉事務所へ相談をつなぐとともに、県及び市町村の社会福祉協議会と連携し、活用できる生活困窮者自立支援制度等の周知と利用のための支援を実施。
生活保護制度による支援と配慮	各福祉事務所 地域福祉推進課	◆生活保護の適用について、生活保護の実施機関の決定や扶養義務調査等において、支援対象者の置かれた状況や個人情報保護に配慮した対応を実施。
生活困窮者自立支援制度による支援	地域福祉推進課	◆置かれた状況に十分に配慮しながら、自立に向けた相談と関係機関との連携支援を実施。

〔今後の方策②〕 公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援と制度の周知

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、支援対象者一人ひとりの実情を踏まえ、さまざまな手続きを進める上での支援を行います。必要となる支援は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他多岐にわたるため、これら実施機関と連携し、また必要に応じ法律専門家等の支援を得て、必要な支援につなげていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
同行支援の実施	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆関係機関における支援対象者の各種手続きが円滑に進むよう連絡調整を実施。必要に応じ、支援対象者の安全への配慮や不安の解消のために、同行支援を実施。
司法制度利用の支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆必要に応じて、民事法律扶助制度 <sup>※</sup> 等の情報提供や各種法律相談窓口の紹介、同行支援を実施。
県弁護士会と連携した法律相談の実施	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭応援センターにおいて、法律相談が必要な支援対象者には、弁護士の紹介や法律相談への同行支援を実施。
法律相談の実施	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアで弁護士による法律相談を定期的に実施。

※民事法律扶助制度：弁護士等、法律専門家による無料法律相談や、弁護士、司法書士の費用の立替え等を行う制度。日本司法支援センター（通称：法テラス）において実施。

〔今後の方策③〕 再被害防止の支援による安全・安心の確保

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、女性が自立した後も再被害防止の支援が行われるよう、警察や市町村等関係機関と緊密に情報共有・連携していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
被害者の安全・安心の確保	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆女性が地域での生活に移行した後も、安全・安心が確保されるよう、支援調整会議や市町村要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、警察等関係機関と緊密に情報共有し、支援体制づくりを調整。
再被害防止の支援	警察本部広報相談課	◆同じ加害者による再犯によって生命・身体に関する被害のおそれがある場合、警察において犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、重点警戒を行うなど再被害を防止。

〔今後の方策④〕 個人情報の保護の徹底

- 支援対象者の安全確保を図るため、住所や居所はもとより、個人情報の保護を徹底するとともに、支援に関わる市町村等関係機関に対し、適切な個人情報の取扱いについて周知します。



主な施策	担当課	取組み概要
個人情報の保護の徹底	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆支援対象者の安全確保を図るため、個人情報の保護を徹底。
関係機関における個人情報の保護の徹底及び周知	子ども家庭福祉課 税政課 市町村課 がん対策・健康長寿 日本一推進課 雇用・産業人材育成課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 警察本部人身安全 少年課	◆支援対象者の安全確保を図るため、個人情報の保護を徹底。 ◆担当者会議等多様な機会を捉えて、市町村等関係機関及び担当職員へ個人情報の適切な取扱い等について周知。

## 施策の方向 11 こころの回復支援

### 〔今後の方策①〕メンタルヘルスケアの実施・★

- 被害者の自立支援に向けた第一歩としてこころの回復のための支援体制を充実します。
- 女性相談支援センターにおいて、心理担当職員等が心のケアを実施するとともに、必要に応じて嘱託医による医学診断を実施するなど心身の健康の回復に向けた支援を実施していきます。特に、性暴力等の被害からの回復には長い時間が必要となることから、被害者の意向を聞きながら、中長期的ケアも視野に入れて適切な機関においてこころの回復を図っていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
こころのケアの実施	女性相談支援センター	◆心理担当職員等による心のケアを実施。また、必要に応じて嘱託医による医学診断を実施。 ◆関係機関・医療機関と連携し、支援対象者の状況に応じた精神面での中長期的ケアを検討。
母子生活支援施設への心理療法担当職員の配置	子ども家庭福祉課	◆母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置し、母子への心のケアを実施。 ◆退所後も必要に応じて、心のケアを継続。
性暴力被害者への臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用の助成	消費生活・地域安全課	◆「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」における性暴力被害者への支援。
「こころの相談」を実施	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、定期的にカウンセラーによるこころの相談を実施。

「心の健康相談」を実施	障がい福祉課	◆精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談（電話・面談・メール）を実施し、必要に応じて診療も実施。 ◆保健所において、電話・面談による相談を行い、医療機関や福祉関係事業所等の情報提供や家庭訪問による健康管理活動を実施。
-------------	--------	---

### 〔今後の方策②〕アフターケアの充実・★

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性が地域で安定した生活や就労を送ることができるよう、女性が自立した後も継続して支援していきます。
- 母子生活支援施設退所後も女性が地域における生活を安定して継続するため、施設の相談・指導機能のノウハウを活用し生活面で支援していきます。

施策	担当課	取組み概要
地域生活における回復支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆困難な問題を抱える女性が地域での生活に移行した後も、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、女性の意向を聞きながら、カウンセリング等の専門家や知見を有する適切な相談機関を紹介するなど継続的な支援を実施。
母子生活支援施設における施設退所後の生活面の支援強化	子ども家庭福祉課	◆母子生活支援施設の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に実施。

## 施策の方向 12 同伴児童への支援

### 〔今後の方策①〕児童相談所・警察・市町村等と連携した対応

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、児童相談所・警察・市町村等と連携し、子どもの安全を最優先とした対応を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
児童相談所・警察・市町村等と連携した子どもの安全確保	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆子どものいる家庭については、児童虐待の有無を視野に入れ、子どもの安全を最優先に児童相談所・警察・市町村等と連携し対応。
児童虐待対応	児童相談所	◆児童虐待通告があった場合、48 時間以内に目視による子どもの安全確認を徹底。必要に応じて子どもの保護を実施。

### 〔今後の方策②〕市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援

- 「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月2日付け子家第565号山形県子育て推進部子ども家庭福祉課通知）に基づき、市町村要対協に女性相談支援セン

ターや女性相談支援員等の参画を促し関係機関の間の連携強化を促進していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
市町村要対協への女性相談支援員等の参画	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆全ての市町村要対協・実務者会議等に女性相談支援センターや各総合支庁・市福祉事務所の女性相談支援員等が参画するよう、市町村を支援及び関係機関と連携を図りながら支援を実施。

### 〔今後の方策③〕子どもの心理的ケアや学習支援

- 同伴児童に対しては、学習支援に限らず必要に応じ医療機関や児童相談所、市町村、教育機関等と連携しつつ、心理的ケアや相談支援を合わせ、ひとりの児童として尊重されるよう支援していきます。
- 一時保護所においては、必要に応じて児童相談所と連携しながら同伴する子どもの心理的ケアや学習支援に対応します。

主な施策	担当課	取組み概要
子どもの心理的ケアの実施	女性相談支援センター 児童相談所	◆一時保護所においては必要に応じて同伴する子どもに対して心理的ケアを実施。 ◆心理的ケアに当たっては、必要に応じて児童相談所と連携しながら対応。 ◆退所後も必要に応じて継続的な心理的ケアが実施されるよう、関係機関・医療機関・教育機関と連携し、適切な相談機関を紹介する等対応。
子どもの学習支援の実施	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆一時保護所において、同伴する子どもに学習保育指導を行う職員による学習支援を実施。 ◆退所時に必要に応じて、ひとり親家庭の学習支援や生活困窮世帯の学習支援などを情報提供。
教育機関による子どもの支援	義務教育課 高校教育課	◆小中学校へのスクールカウンセラーの派遣、県立高等学校全校へのスクールカウンセラー配置により、児童や生徒のこころのケアや保護者への助言・支援を実施。

### 〔今後の方策④〕子どもの安全な就学・保育等の支援

- 県及び女性相談支援センターは、子どもの安全の確保や女性の自立に当たっての就学・保育等の支援について、教育機関等と連携し適切に対応します。また、その子どもに進学する意欲がありながら、経済的な問題から就学を断念することがないよう、意向を尊重しながら進学の実施を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
子どもの就学・保育等の支援	子ども成育支援課 子ども家庭福祉課	◆女性の自立に当たり、子どもについて区域を越えた就学の受入れや、母子及び父子並びに寡婦福祉法に則した保育所などの優先入所についての配慮、保育料算定等の弾力的な運用が行われるよう、教育委員会及び市町村に対して協力を要請。 ◆子どもについて進学する意欲がある場合、各種奨学金や貸付制度について情報を提供。
教育と福祉の連携強化	義務教育課	◆教育事務所に配置（市町村へ派遣）するスクールソーシャルワーク・コーディネーターを活用し、教育と福祉の連携を強化。
奨学金の貸与	高校教育課	◆経済的理由により修学が困難な生徒について、所定の資格要件を満たす場合、奨学金を貸与。

## 基本の柱Ⅴ 市町村・関係機関との連携の強化

本県においては、13市すべてに女性相談支援員が配置されていることが、地域における困難な問題を抱える女性への支援の大きな強みとなっています。一方で、小規模な町村においては、体制の整備が不十分と考えている自治体もあります。全ての市町村が、困難女性支援基本計画を策定し、地域の実情に応じた性暴力や性的虐待、性的搾取等防止の啓発や女性支援施策の周知等積極的な広報活動を行うとともに、身近な行政主体として相談窓口の周知を行うことが重要です。

県では、市町村において、女性相談支援センターや各相談窓口と協力しながら、困難な問題を抱える女性の相談から自立支援まで適切な対応がなされるよう、市町村の計画策定とその取組みについて助言や支援を行います。

支援の対象となる女性は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、女性相談支援センター等を中心としつつも他の分野との連携が必要不可欠となっています。また、困難な問題を抱える女性の支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術等を持つ民間団体との協働が重要になります。

県では、定期的な意見交換の場として支援調整会議を活用しながら、市町村及び関係機関と顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいきます。

### 【重点取組み】

- ◇ 支援調整会議を活用し、共通認識の醸成や連携体制の強化を図ります。地域における女性への支援が円滑に行われるよう、4地域ごとに顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいきます。

### 【数値目標】

- ◇ 市町村基本計画の策定数 0（令和6年3月時点）⇒13市町村
- ◇ 連携・協働する民間団体の数（再掲） 0（令和6年3月時点）⇒4団体

## 施策の方向13 市町村との連携の強化

### 〔今後の方策①〕市町村における支援体制づくりの推進・★

- 県、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性が身近な市町村において適切な対応・支援が受けられるよう、市町村に対しきめ細かな助言を行い、市町村における支援体制づくりを推進します。

主な施策	担当課	取組み概要
市町村との連携強化	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆市町村に専門的な立場から助言・指導を実施。 ◆支援調整会議を活用し、支援対象者が市町村から各種相談窓口適切かつ迅速に引き継がれるよう連携を強化。
犯罪被害者支援担当者研修会の開催	消費生活・地域安全課	◆市町村等担当者を対象に研修会を開催し、犯罪被害者に係る関係機関の連携による支援を促進。
市町村担当者研修会の開催	子ども家庭福祉課	◆市町村等担当者を対象に困難な問題を抱える女性への支援に関する研修会を開催し、関係機関への制度の周知、連携支援を促進。

### 〔今後の方策②〕市町村基本計画の策定支援

- 県では、市町村に対して、困難女性支援基本計画を定め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や支援を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
市町村基本計画の策定支援	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	◆会議等を通して、基本計画の策定について、助言や支援を実施。 ◆市町村男女共同参画計画の改訂の際に、併せて困難女性支援法による計画（位置づけを明確化）の策定を支援。

### 〔今後の方策③〕災害時における迅速な相談窓口の周知（再掲）

- 災害が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へ相談窓口の周知を迅速に行います。

主な施策	担当課	取組み概要
女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：参考資料(43頁)参照)
避難所等において性犯罪等の防止に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施	多様性・女性若者活躍課 各総合支庁(女性相談支援員) 防災危機管理課	◆災害時に市町村等と連携し、避難所や家庭等において、性犯罪等を許さない意識の共有や避難生活での留意点などの注意喚起を行うとともに、相談窓口の周知を実施。

## 施策の方向 14 関係機関との連携の強化

### 〔今後の方策①〕関係機関の顔が見えるネットワークづくり ★

- 支援調整会議（代表者会議）を開催し、関係者が顔が見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制の強化を図ります。また、地域における女性への支援が円滑に行われ

るよう、4地域ごとに支援調整会議（実務者会議）を開催し、関係機関の顔の見えるネットワークづくりを行います。

主な施策	担当課	取組み概要
支援調整会議（代表者会議）の開催	子ども家庭福祉課	◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体・女性相談支援センター・女性相談支援員等で構成する支援調整会議（代表者会議）を開催し、多機関間で支援に係る共通認識の醸成を図り、連携を強化。困難な問題を抱える女性の実態把握、実施体制の評価及び地域で活用できる資源の把握。
支援調整会議（実務者会議）の開催	女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆必要に応じて、支援調整会議（実務者会議）を開催し、市町村や関係機関等と、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を実施。 ◆市町村が開催する要対協、生活困窮者支援団体が行う生活困窮者支援会議・支援調整会議への参加により情報共有・連携を実施。
支援調整会議（個別ケース検討会議）の開催	女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆必要に応じて、支援調整会議（個別ケース検討会議）を開催し、市町村や関係機関等と、一時保護や女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて、詳細な基本方針を検討。

#### 【今後の方策②】 NPO等民間支援団体との連携と協働

- 県、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、独自の知見や経験、支援技術を持つNPO等民間支援団体と積極的に連携を図ることで、きめ細かな支援につなげていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
民間団体と連携した実態把握 【再掲】	子ども家庭福祉課	◆NPO等民間支援団体に対し実態調査を行い、連携した取組を検討。
困難な問題を抱える女性の支援ニーズを把握 【再掲】	子ども家庭福祉課	◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体との協働により、困難な問題を抱える女性の現状や支援ニーズを調査し、必要とされる支援の掘り起こしを実施。
アウトリーチ等の体制づくりの推進 【再掲】	子ども家庭福祉課	◆市町村・関係機関・NPO等民間支援団体との協働によるアウトリーチ等の体制づくりを推進。
居場所づくり等の支援 【再掲】	多様性・女性若者活躍課	◆困難な問題を抱える女性に対し、NPO団体民間支援団体等によるピアサポートや居場所づくり等の支援を実施。
	子ども家庭福祉課	◆NPO等民間支援団体と協働し、困難な問題を抱える女性の居場所づくりを促進。
シェアハウス等の設置に取り組むNPO等民間支援団体の育成・支援 【再掲】	子ども家庭福祉課	◆自立支援に取り組む民間の支援団体の動向を把握し、シェアハウス等の設置について、意欲あるNPO等民間支援団体を育成・支援。

〔今後の方策③〕 他の都道府県との連携

- 県域を越える広域的な避難や保護が増加し、他県の母子生活支援施設の活用も行われていることから、更に広域的な支援を円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行います。

主な施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設における広域的対応	子ども家庭福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆必要に応じ、他都道府県の母子生活支援施設への入所及び他都道府県からの入所受入れについて調整を実施。</li> <li>◆会議等において、他都道府県との情報交換を実施。</li> </ul>



## 参 考 資 料

女性相談窓口一覧.....	43
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	44



## 女性相談窓口一覧

一人で悩まず、まずは御相談ください。

名称	実施機関	電話番号	受付時間	
女性相談	山形県女性相談支援センター	023-627-1196	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15
	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212		
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274		
	山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027		
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759		
	市町村担当課(福祉課等)	各担当窓口へお問い合わせください。		
子ども女性 電話相談	山形県福祉相談センター	023-642-2340	毎日 (年末年始を除く)	8:30～22:00
女性の人権 ホットライン	山形地方法務局人権擁護課	0570-070-810	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15
女性の悩み等 相談	山形県男女共同参画センター・チェリア	023-629-8007	火～金 土・日・祝日 (月曜日、第3日曜日、年末年始を除く)	9:00～17:00 13:00～17:00
警察安全相談	山形県警察本部	#9110 または 023-642-9110	毎日	24 時間
性犯罪被害 相談電話		#8103		
性暴力被害者 電話相談	べにサポやまがた (やまがた性暴力被害者サポートセンター)	#8891 または 023-665-0500	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～21:00
法テラス犯罪 被害者支援 ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月～金 土 (祝日、年末年始を除く)	9:00～21:00 9:00～17:00
悩み相談窓口	よりそいホットライン((一社)社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日	24 時間

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

[令和四年五月二十五日号外法律第五十二号]

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
  - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定め

る児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇



の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)
  - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち

同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
  - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
  - 三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日
  - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日
- (検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### (準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

#### (売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

#### (補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のも

のが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に於いて刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

（婦人相談所に関する経過措置等）

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

（旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置）

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

- 一 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第十条第十号
- 二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項  
(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

- 一 公職選挙法（昭和三十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号
- 二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号  
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法（昭和三十五年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十九条 出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和三十八年法律第十四号）第五十八条の五
- 二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号
- 三 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項  
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

第二十二條 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三條 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四條 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(児童手当法の一部改正)

第二十五條 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六條 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第八号

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七條 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九條 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十條 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(更生保護法の一部改正)

第三十一條 更生保護法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和四年六月一五日法律第六六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕